

航空法による制限について

大和ゆとりの森は、厚木航空基地の南側に位置しており、航空機の安全飛行を確保するために、航空法により物件等の高さなどを制限するエリアが設定されています。制限高さについては大和ゆとりの森北側の道路（神奈川県道 45 号丸子中山茅ヶ崎線）の現況地盤高より概ね 6m 以下となります。以下の図面を参考に、設置する店舗の高さについてご検討をお願いします。（仕様書における工事負担区分のとおり、市の費用負担により市又は事業者が設置許可予定範囲を県道の地盤高にあわせて整地することとなります。）

また、実施にあたっては、個別に厚木航空基地隊への協議が必要となりますので、ご承知おきください。

